

施設に対する要請及び働きかけ（一覧表）

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

○対象地域：沖縄県全域

※下記の施設のうち飲食店等その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を別途行っている。

種類	施設例	措置等の内容
劇場等（第4号）	劇場	<p>【法第24条第9項に基づく協力要請】</p> <p>●規模要件に沿った施設の使用を要請(イベント開催時)</p> <p>※詳細は県HPの「イベントの開催制限等について」を参照</p> <p>https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html</p>
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会又は公会堂（第5号、6号）	集会場	<p>●業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策の徹底</p> <p>・入場者が密集しないよう整理・誘導</p> <p>（特に初売り等の集客イベントを実施する場合は密集・密接しないように取り組むこと）</p> <p>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（特にフードコート）（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）</p> <p>・手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨</p> <p>・発熱等有症状者の入場を避けるための措置（入店時検温・サーモグラフィーの設置）</p> <p>・入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ</p> <p>・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止</p> <p>・ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと</p> <p>【法によらない働きかけ】</p> <p>●施設の利用者による酒類の持込を認めないことを依頼</p>
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
ホテル又は旅館（第8号）	多目的ホール	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

運動・遊技施設の一部 (第9号) (屋内施設)	体育館	<p>【法第24条第9項に基づく協力要請】</p> <p>●規模要件に沿った施設の使用を要請(イベント開催時) ※詳細は県HPの「イベントの開催制限等について」を参照 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場者が密集しないよう整理・誘導 (特に初売り等の集客イベントを実施する場合は密集・密接しないように取り組むこと) ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート) (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など) ・手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨 ・発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置) ・入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ ・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 ・ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと <p>【法によらない働きかけ】</p> <p>●施設の利用者による酒類の持込を認めないことを依頼</p>
	屋内水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	柔剣道場、空手道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	その他屋内スポーツ施設提供業	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
テーマパーク		
遊園地		
博物館、美術館(第10号)	博物館	
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

<p>遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設（第11号）</p>	<p>性風俗店 デリヘル アダルトショップ 個室ビデオ店 ライブハウス 場外馬（車・舟）券場</p>	<p>【法第24条第9項に基づく協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規模要件に沿った施設の使用を要請(イベント開催時) <p>※詳細は県HPの「イベントの開催制限等について」を参照 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html</p>
<p>商業施設（第7号、12号）</p> <p>※生活必需品は除く</p> <p>※一部生活必需品の取扱があっても大部分が生活必需品以外のものを取り扱っている場合は要請対象</p>	<p>ペットショップ（ペットフード売り場を除く） ペット美容室（トリミング） 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの） 古物商（質屋を除く。） 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ DVD/ビデオレンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店（店舗） アイドルグッズ専門店 ネイルサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く） スーパー銭湯 岩盤浴 サウナ まつ毛エクステンション専門店（ヘアカット等を行わない理美容所） エステサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く） 日焼けサロン 脱毛サロン 写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室 腕時計屋 雑貨屋（日用品を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策の徹底 ・入場者が密集しないよう整理・誘導（特に初売り等の集客イベントを実施する場合は密集・密接しないように取り組むこと） ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（特にフードコート）（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など） ・手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨 ・発熱等有症状者の入場を避けるための措置（入店時検温・サーモグラフィーの設置） ・入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ ・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 ・ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと <p>【法によらない働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の利用者による酒類の持込を認めないことを依頼

【別紙2】 県内全域

R3.11.25時点（随時更新予定）

施設に対する要請及び働きかけ（一覧表）

種類	施設例	措置等の内容
学校（第1号）	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、課外活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。 ●児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること ●学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること ●部活動は、感染防止対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
保育所等（第2号）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	●適切な感染防止対策の協力を依頼
	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
大学等（第3号）	大学	<ul style="list-style-type: none"> ●大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること ●大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等についてなるべく大人数・長時間での開催を控えるように注意喚起を徹底すること。
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
集会場等（第5号）	葬祭場	●適切な感染防止対策の協力を依頼
博物館等（第10号）	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な感染防止対策の協力を依頼 ●入場者が密集しないよう整理誘導等の実施
商業施設（第12号）	銭湯（公衆浴場）（※）	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な感染防止対策の協力を依頼 ●入場者が密集しないよう整理誘導等の実施
	理容室	
	美容室	
	質屋	
	貸衣装者	
	クリーニング店	
学習塾等（第13号）	自動車教習所	●適切な感染防止対策の協力を依頼
	学習塾	
	オンライン授業	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	